

神栖市小形風力発電施設建設に関する取扱い要項

令和2年4月1日

告示第95号

(目的)

第1条 この告示は、神栖市に小形風力発電施設の建設等をするに当たり、自然保護、環境保全及び景観形成等に配慮し、小形風力発電施設設置者(以下「事業者という。」)が遵守すべき事項を定め、施設建設の指針とすることを目的とする。

(対象)

第2条 この告示の対象は、発電規模が50キロワット未満の施設(小形風力発電施設、送電線その他の附帯施設をいう。以下同じ。)の新設、増設又は大規模な改修(建替えを含む。以下「建設」という。)とする。

(建設に当たっての要件)

第3条 小形風力発電施設を建設するに当たっての要件は、次のとおりとする。

- (1) 原則として民家、事業所その他の人の出入りする建物からの最短離隔距離は、小形風力発電施設の全高の4倍(ハブの高さの約6倍)以上とする。ただし、その距離が300メートルに満たないときは、300メートル以上とすること。
- (2) 騒音については、建設前の状況と変化がないこと又は騒音環境基準値内であること。
- (3) テレビ電波等に影響が生じないように、必要な措置を講ずること。
- (4) 動植物等に影響が生じないように対処可能であること。
- (5) 事前説明会等により、地域住民等の合意形成があること。

(事前説明会)

第4条 事業者は、施設建設の計画に当たり、次に掲げる者に事前説明会を実施するものとする。

- (1) 関係公共機関
- (2) 近隣住民及び施設建設用地地権者並びに周辺地権者
- (3) 環境保護、自然保護団体等
- (4) その他市長が必要と認める者

2 事前説明会における説明事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設規模及び建設スケジュール
- (2) 建設後の発生騒音の予測
- (3) テレビ電波等の電波障害発生予測
- (4) 建設による動植物への影響予測
- (5) 騒音、振動、電波障害等建設工事作業及び建設後におけるトラブル等が発生し

たときの対応方法

(6) その他市長が必要と認める事項

(事前説明会の結果報告)

第5条 事業者は、事前説明会の実施内容及びその結果について、市長に報告するものとする。

(事後調査結果の報告)

第6条 事業者は、施設を建設したときは、施設の規模及び障害発生の予測された事項についての事後調査結果を市長に報告するものとする。

(手続及び処理結果の報告)

第7条 事業者は、関係法令等について、手続及び処理結果を市長に報告するものとする。

(事故等の報告)

第8条 事業者は、施設に破損、事故等が発生したとき、又は、施設に起因した騒音、振動、電波等の障害について、地域住民等から連絡があったときは、その内容及び対応方法等を市長に速やかに報告し、適切に対応するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、施設の建設の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に建設する施設について適用する。